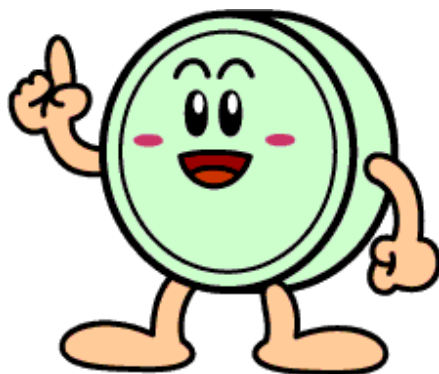




# 調剤内規



国立病院岡山医療センター  
薬 剤 科

2013 年度改訂版

## I 処方せんについて

### (1) 記載表現

- ・ **緑色の医薬品名**：規格が複数ある医薬品
- ・ **青色の医薬品名&★**：自動錠剤分包機で1包化する医薬品
- ・ **赤色の医薬品名**：麻薬
- ・ 手：DTA（手巻き）医薬品
- ・ ▲ ：散薬秤量医薬品
- ・ ▲ P：粉碎指示
- ・ 医薬品名の記載されている行右端のアルファベット：同一薬袋に入る医薬品
- ・ (控)の医薬品名の記載されている行右端のアルファベットや数字：薬品認識コード

### (2) 処方せん中に疑わしい点があるときは、まず電子カルテで確認する。疑義が解消されなければ、処方医師に問い合わせ、疑わしい点を確認する。

#### ○院内処方、入院処方の場合

- ①医師に問い合わせ、疑わしい点を確認した場合、処方せんにその旨を朱書きし確認済み印を押印する。また、必要であればユヤマ調剤システムの患者マスターにその旨のコメントを入力する。
- ②疑義照会の結果、処方せんの内容に変更が生じた場合は、中止のオーダーをしてもらい、新たに訂正した内容でオーダーをしてもらう。
- ③処方医師不在のため問い合わせができない場合、該当医師の医長、もしくは同診療科の医師に問い合わせ、その際問い合わせた医師名を処方せんに記載する。

#### ○院外処方の場合

- ①保険薬局は当院代表電話に連絡し、処方医師に直接問い合わせを行い、疑わしい点を確認したら、その旨を記入し、その処方せんのコピーを当院医事係にFAXもしくは持参する。

### (3) 薬袋作成上の注意点

外用薬の坐薬、テープ類で1回の使用量が整数でない場合は薬袋の1回量を1個又は1枚等で記載された所を指示通りの量に記載しなす。

例) ボルタレン坐薬 1個 1×(7) 1/2個使用  
1回に1個 → 1回に **1/2個**

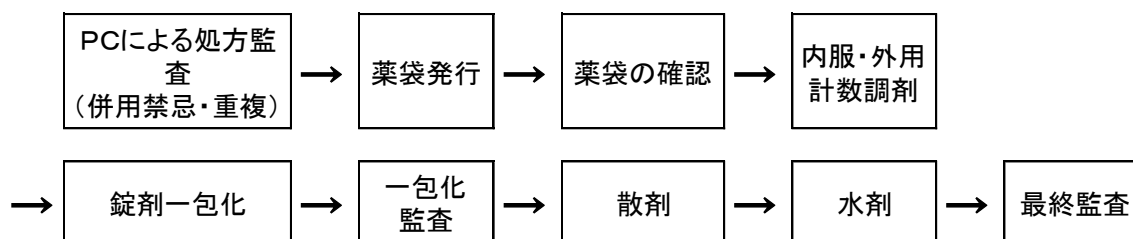
### (4) 長期投与について

新医薬品、麻薬、向精神薬などには、1回の処方で14日分と規定されている医薬品があるが、下記の場合に限り30日分までの投薬が認められる。

- ① 「海外への渡航」・・・国内の長期旅行は認められない。
- ② 「年末年始」・・・12月29日から1月3日と解釈する。
- ③ 「連休」・・・法定の連休で5月のゴールデンウィークのこと。お盆休みは対象外。

これらの特例処方に対し、必ず処方コメントの入力を必要とする。

## II 内服・外用調剤の流れ



### ●使用する籠の色

定期処方: 青

緊急、退院(当日)、外来: 白

臨時、退院: 緑

\*但し、外来処方せんと入院処方せん(退院時処方)が発行される際には、患者説明用として薬剤情報提供書「お薬のしおり」を印刷する。

## III 錠剤の調剤

錠剤を計数調剤した時は処方せん下部の『錠剤』の枠に調剤印を押す。

錠剤を一包化した時は処方せん下部の『一包化』の枠に調剤印を押す。

### (1) 錠剤の分割・バラ錠剤の調剤方法について。

① 1回服用量ずつ分包して調剤する。

例) ワーファリン 3.5T 1×(7)

—————> 3.5T/包×7として調剤する。

② フィルムコート錠の半錠は、原則として錠剤カッターで半錠にして調剤する。

ただし、遮光品等で半錠に分割することが望ましくない薬品については処方医に照会する。

☆バラ錠の坑 HIV 薬は患者の希望により分包せず、商品の容器を使用してもよい。なお、別の容器を使用する場合には薬品名を記載する。

### (2) 錠剤・カプセル剤の粉碎について

① 錠剤はそのまま粉碎し、硬カプセルは内容を取り出して使用する。ただし、腸溶錠、徐放錠、吸湿性の高い錠剤等は特に指示のない限り粉碎しない。

② 1回量がカプセル剤の整数倍となる場合は服用時にカプセルをはずして服用してもらうためカプセルのまま調剤する。薬袋に『1回に Cap カプセルをはずして服用してください』の印を押し、1回の服用カプセル数を記載する。

### (3) 薬袋について

① 経口糖尿病薬は別薬袋とする。また、医師からの指示がある場合を除き一包化しない。

### (4) 錠剤一包化の手順について

① 患者名、処方せん番号、用法を確認(問題となる用法: 開始時期が異なる、1日おき等)

DTAがある場合

② 分数確認 [分1、分2・・・頓用]

③ 日数確認 [○日分、○回分]

④ 用法確認 [数量計算]

⑤ 薬品ピックアップ

⑥ 薬品セット、DTAへ 薬品名確認

⑦ 薬品数、セット方法確認 [朝、昼、夕・・・]

- ⑧DTAレシートに押印 [殻と薬品名確認]
- ⑨調剤印
- ⑩調剤薬確認 [種類、個数]
- ⑪調剤薬と処方せんを確認 [洗濯ばさみで束ねる]
- ⑫一包化監査 (明るく平らな台の上で行うこと)

**注意：半錠等の端数が出た際は分包紙に空きシート添付し、調剤印を押印後、監査へ**

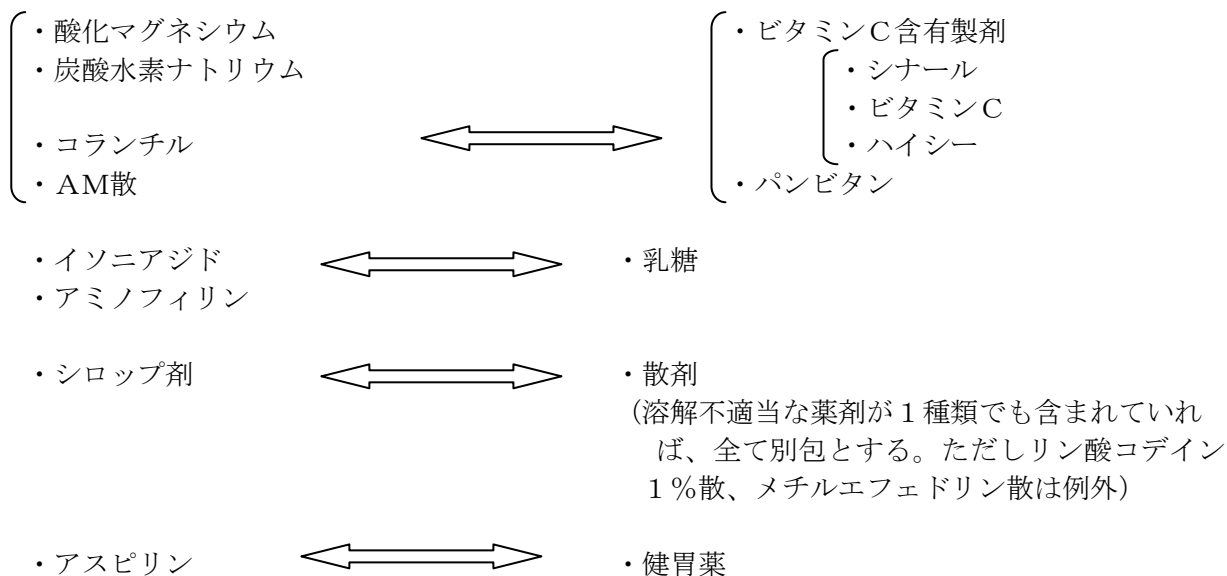
#### IV 散剤の調剤

散剤を調剤した時は処方せん下部の『散剤』の枠と薬袋に調剤印を押す。

##### (1) 組み合わせ散剤

- ①配合不適の薬剤が同時に処方された場合は、組み合わせ散剤とする。
- ②原則として変化を起こす薬剤を別包とし、単品で調剤する。

[配合変化を起こす薬剤の組み合わせ]



[2剤以上の散剤の組み合わせに関して]

- ・各薬品の1回量が分包品の整数倍となる場合は、分包品を使用する。  
 (例：Rp.酸化マグネシウム 3g ————酸化マグネシウム1g分包品を21包  
       ラックビー微粒 3g ————ラックビー1g分包品を21包  
       1日3回 毎食後 7日分)
- ・各薬品のうち、1種類でも前項の条件を満たさないものがある場合は、その処方の散剤は1包化する。

[抗生物質ドライシロップの溶解について]

- ・原則として、ドライシロップのままに分包する。
- ・「水」、「溶かす」などの指示がある場合は溶解する。
- ・ドライシロップ+シロップ剤の処方の場合、散剤と水剤を別々に調剤する。ただしリン酸コデイン1%散については2ページ [配合変化を起こす薬剤の組み合わせ] のシロップと散剤の例外参照。

注意：散剤装置瓶に薬剤を充填するときは、2名で確認すること。  
調剤監査システムで表示される散剤の秤集量が実際と異なる場合がある。

(2) 賦形剤の添加

賦形剤は、原則として乳糖を用いる。

(例外) イソニアジドには、バレイショデンブンをを用いる。

①一部の顆粒、細粒は乳糖を加えない。(具体的薬剤一覧は下記を参照)

②賦形剤の添加量

[成人、小児 (小児科全科および他科の16歳未満) の場合]

1包に換算して0.2g 未満の場合、賦形剤0.2g/包を加える。

\*錠剤粉砕(種類、数に関係なく)の調剤は、粉砕した錠剤の重量に関係なく賦形剤0.2g/包を加える。

[未熟児の場合]

原則として、1日量が0.1gに満たない場合は賦形剤1日0.1gを加える。

\*ただし、粉砕した薬剤と他の散薬が混合される場合はこの限りではない。

④特例

- ・カプセル内容物を分包機で分包する場合は、錠剤粉砕調剤時の場合に従う。
- ・ジゴシンおよびレスタミンは原則として賦形剤を添加して調剤する。  
1包の重量が0.2g 未満の場合乳糖0.2g/包を加え、0.2g 以上の場合同量の乳糖を加える。  
未熟児の場合は前述の[未熟児の場合]に従う。

(3) 単味で処方量に関係なく賦形剤を加えない薬剤

アルダクトンA細粒	ウルソ顆粒	グラマリール細粒
ケーワン (小児)	コランチル顆粒	ケトテン D.S.
シナール顆粒 (削除品目)	ゾビラックス顆粒	タミフルD.S.
テオフィリン小児用 D.S	バクトラミン顆粒	プリンペラン細粒
フロベン顆粒	ベリチーム顆粒	ミオナール細粒
アンブロキシール塩酸塩細粒	メプチンD.S	リボトリール細粒
抗生物質細粒、D.S.	酸化マグネシウム	

※ 他剤を汚染しやすい薬剤を分包した場合、集塵装置でよく清掃後、重曹・乳糖等を用いて分包機を再度清掃する

## V 内用液剤の調剤

内用液剤を調剤した時は処方せん下部の『水剤』の枠とラベルを貼った薬札の裏に調剤印を押す。

### 調剤日数および調剤方法

- ①内用液剤は最高7日分までとし、別表1より投薬瓶を選択し目盛り表示により調剤する。処方量が選択した投薬瓶の容量よりも多い場合、1つ大きい容器を選択し、最小量の水を添加。また、外来の場合、飲用に薬杯（小児科の場合はスポイドも）を添えて調剤する。
- ②薬品名・用法・用量の記載されたラベルを薬札に貼付し、投薬瓶に添付する。

#### (1) 原液で調剤する薬品

- ① 以下の薬剤は、7日分以下でも通常原液で調剤する。

アルファロール液	イソバイド	イトリゾール
インクレミンシロップ	ガスコンドロップ	サンメール
セルシンシロップの1回投与	D・ソルビトール	デカドロネリキシル
トリクロリール	マグテクト	ラクツロース
単シロップ（単剤の場合）	エルカルチンFF内用液	

外来処方の場合で1回量が整数倍にならないとき、小数点以下第2位を四捨五入した1回量をスポイトまたは薬杯に目盛る。

- ② 抗てんかん剤等で7日分を越える場合
- ③ アスペリン、ムコトロン（ムコダイン）、メプチン等8日以上処方された場合、各々を混合せずに原液で調剤する。外来処方の場合で1回量が整数倍にならないとき、小数点以下第2位を四捨五入した1回量をスポイトまたは薬杯に目盛る。入院処方の場合、小数点以下第2位を四捨五入した1回量をラベルに記入。
- ④ 5B病棟の水剤
- ⑤ 小児科・小児外科（5B、6B）のエピレナートシロップ（デパケン）、セルシンシロップ
- ⑥ 処方せんに原液で調剤と記載されているとき

補足）小児科・新生児科の場合、セルシンシロップを除いて原液で調剤する水剤は、調剤日数より1日分多く調剤する

#### (2) 分包品で調剤する薬品

以下の薬剤は、通常分包品で調剤する。

アルサルミン液

リスパダール内服液

- ★ ただし1回量が分包品量の整数倍にならないときは、分包品で調剤せず全量を投薬瓶に移し替えて調剤する。

#### (3) 1本単位で交付する水剤

ラクソベロン液、トレーランG

- (4) 特殊な水剤の調剤  
・ネオブロ+リン酸コデイン  
全量のリン酸コデインを散剤調剤台で計量し、敷き水した水剤容器に入れる。よく振り混ぜた後、必要量のネオブロを入れメスアップする。
- (5) 1本出しする場合  
「ファンギゾンシロップ」・・・小分けする分量が18～24mLの場合、未開封の24mLをそのまま払い出す。  
「アルファロール液」・・・小分けする分量が7～10mLの場合、未開封の10mLをそのまま払い出す。  
「イトリゾール内用液」・・・残量10mL以上の場合、未開封の140mLをそのまま払い出す。
- (6) 内用液剤の調剤手順
- ①ラベル貼付 [薬札に貼付]
  - ②分数確認 [分1、分2・・・頓用]
  - ③日数確認 [〇日分、〇回分]
  - ④年齢確認
  - ⑤容器選択
  - ⑥目盛りの選択 ○印記入ならびに目盛り付け
  - ⑦調剤 投与量、薬効確認
  - ⑧目盛り 確認=分数×回数
  - ⑨調剤印
  - ⑩薬札取り付け

## VI 外用剤の調剤

外用剤を調剤した時は処方せん下部の『外用剤』の枠に調剤印を押す。

### (1) 軟膏類

#### ①軟膏容器の識別

容器の底に薬品名を記したラベルを貼付する。

②調剤コメントに混合指示があれば混合し、出来るだけ少ない数の容器に入れて交付する。

### (2) 点眼剤

溶解液添付点眼剤の調剤については、外来、入院の区別にかかわらず、溶解せずに調剤する。

### (3) 坐剤、膣坐剤

①坐剤の半個使用の場合、1個調剤し、残り半分は破棄することとする。

②外来・退院時処方坐薬には説明書を添付する。

### (4) 包装単位での交付

シップ剤等で、1袋に数枚が包装されている医薬品については、1袋単位で交付する。

### (5) トラマゾリン（トーク）点鼻液

5mLの点鼻容器に分注する。

### (6) 10%イソジングリセリン

クリーンベンチ内で滅菌グリセリン 450mL にポピヨドン液 50mL を混合する。茶色の外用容器に入れ、ふたをパラフィルムで封入する。

### (7) 薬用炭

ユニパックに入れて払い出す。分包機は使用しないこと。

## VII 監査

外来処方及び入院処方の調剤については全て監査を行う。（二重監査）

### (1) 監査の方法

#### ①散剤

調剤監査システムの記録紙（レシート）で薬品名および量を確認した後、全量及び1日分を秤量監査する。

#### ②調剤印について

- ・処方せんの調剤印の欄に調剤した各部分（錠剤、散剤、水剤、外用薬、一包化）に調剤印を押印する。
- ・ただし、散剤を計量調剤した者は薬袋およびレシートにも調剤印を押印する。
- ・一包化の一次監査をした者は、処方せんに2枠ある監査印欄の左側の欄に監査印を押印する。
- ・最終監査をした者は、処方せんに2枠ある監査印欄の右側の欄に監査印を押印すると共に薬袋にも調剤印を押印する。



錠剤	散剤	水剤	外用薬	一包化	監査	監査
					錠剤一包化	最終監査

③調剤過誤や散剤の分包ミスなどによって再調剤する場合は調剤者に差し戻すことを原則とするが、やむを得ず他の者が調剤する場合は、再調剤した処方の部分に新たにその調剤者の調剤印を押印する。

④日当直における1人勤務時間帯での監査について  
 時間外、休日勤務の場合は一人体制となるため、自己監査となる。  
 その際、緊急時以外は調剤後、しばらく時間を開けて監査を行う。  
 (例えば、注射の調剤→内服の調剤→注射の監査→内服の監査 等)  
 また、同一薬剤師が行っていても、調剤印・監査印をそれぞれ押印すること。

⑤外来処方せんと入院処方せん(退院処方せん)には薬剤情報提供書「お薬のしおり」が患者説明用として印刷されているので記載内容を確認して取り揃えること。

## Ⅷ 外来患者への窓口での対応

- (1) 薬剤科において説明しないもの。
- ・抗癌剤
  - ・プラセボ
  - ・精神・神経内科の全ての薬  
医師が説明を行うので薬を持って診療科に行くよう指示する。
- (2) 小児科の解熱・鎮痛剤の坐剤について。
- ・38度5分以上のとき
  - ・少なくとも6時間の間隔をあけて使用する。
  - ・半個使用の場合、残り半個は廃棄する。
  - ・挿入後、排便とともに排出した場合、およそ10分以内であれば追加して使用する。
- (3) 治験患者について
- ・治験薬を払い出す際は、治験担当者に連絡を取って指示を受ける。

### 定期処方調剤

病棟名 (科名)		処方入力 締め切り日	薬剤科 払い出し日	服用 開始日
5A	集中治療 (ICU, CCU, PICU, 救急)	月曜日 正午	火曜日 朝	水曜日
6A	産科・婦人科系 (産科・婦人科・MFICU, 乳腺甲状腺科)			
9AB	脳神経系 (神経内科, 脳神経外科) 心血管系 (循環器科, 心臓血管外科, 代謝内科)			
5B	新生児・未熟児系 (NICU, 新生児科, 小児外科)	火曜日 正午	水曜日 朝	木曜日
6B	小児系 (小児科, 小児外科)			
8A	総合診療 (総合診療科, 耳鼻いんこう科, 眼科, 形成外科)			
8B	内科系 (血液内科, 皮膚科)			
10A	整形外科 (整形外科)	水曜日 正午	木曜日 朝	金曜日
7A	腎・泌尿器系 (腎内科, 腎移植, 泌尿器科, 整形外科)			
7B	消化器系 (消化器科, 消化器外科)			
10B	呼吸器系 (呼吸器科, 呼吸器外科)			

別表1 容器および目盛りの選択表

		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
分 1	2歳以下	30 1/6	30 2/6	30 3/6	30 4/6	30 5/6	30 6/6	60 7/9	分 1
	6歳以下	60 1/6	60 2/6	60 3/6	60 4/6	60 5/6	60 6/6	100 7/9	
	12歳以下	100 1/6	100 2/6	100 3/6	100 4/6	100 5/6	100 6/6	200 7/9	
	13歳以上	200 1/6	200 2/6	200 3/6	200 4/6	200 5/6	200 6/6	300 7/9	
分 2	2歳以下	30 2/6	30 4/6	30 6/6	60 8/9	60 10/12	60 12/12	100 14/15	分 2
	6歳以下	60 2/6	60 4/6	60 6/6	100 8/8	100 10/12	100 12/12	200 14/15	
	12歳以下	100 2/6	100 4/6	100 6/6	200 8/9	200 10/12	200 12/12	300 14/15	
	13歳以上	200 2/6	200 4/6	200 6/6	300 8/9	500 10/15	500 12/15	500 14/15	
分 3	2歳以下	30 3/6	30 6/6	60 9/9	60 12/12	100 15/15	100 18/21	100 21/21	分 3
	6歳以下	60 3/6	60 6/6	100 9/9	100 12/12	200 15/15	200 18/20	200 21/21	
	12歳以下	100 3/6	100 6/6	200 9/9	200 12/12	300 15/15	300 18/18	300 21/21	
	13歳以上	200 3/6	200 6/6	300 9/9	500 12/15	500 15/15	700 18/21	700 21/21	
分 4	2歳以下	30 4/6	60 8/9	60 12/12	100 16/16	100 20/21	60 12/12 60 12/12	100 16/16 100 12/16	分 4
	6歳以下	60 4/6	100 8/8	100 12/12	200 16/16	200 20/20	300 24/30	300 28/30	
	12歳以下	100 4/6	200 8/9	200 12/12	300 16/16	300 20/21	500 24/30	500 28/30	
	13歳以上	200 4/6	300 8/9	500 12/15	700 16/21	700 20/21	700 24/28	700 28/28	

凡例 容器と目盛りの選択例

		1日	2日	3日
分	2歳以下	30 1/6	30 2/6	30 3/6
	6歳以下	60 1/6	60 2/6	60 3/6
	12歳以下	100 1/6	100 2/6	100 3/6

60 mLの内服容器を選択し、6目盛りのうちの2目盛りまで蒸留水を加えて希釈する。

処方量が容器の容量を超える場合

		4日	5日	6日
分	2歳以下	60 12/12	100 15/15	100 18/21
	6歳以下	100 12/12	200 15/15	200 18/21
	12歳以下	200 12/12	300 15/15	300 18/21

処方量合計が200 mLを超える場合、下の項に従い300 mLの内用容器を選択し、15目盛りのうちの15目盛りまで蒸留水を加えて希釈する。